

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第 30 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 5 6 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定する感知器をいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。（ほ）

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けなければならない。

（ほ）

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものとしなければならない。（ほ）

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項各号（第 5 号アを除く。）に掲げる住宅の部分・	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に規定する光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 17 条第 2 項に規定する 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）をいう。この表において同じ。）・
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分・	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に規定するイオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 16 条第 2 項に規定する 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）をいう。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項に規定する検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものにあつては法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 6 号に規定する補助警報装置をいう。次項において同じ。）にあつては住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

（ほ）（よ）

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。（ほ）

(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 5 6 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定する受信機をいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

（ほ）

(2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合においては、住宅の内部にいる者に対し有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。（ほ）

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備

については、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものについては、この限りでない。（ほ）

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備については、次によること。（ほ）

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講ずること。

(5) 住宅用防災報知設備については、受信機の表面その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。（ほ）

(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。（ほ）

【解 説】

本条は、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する規定を定めたものである。

1 1項

住宅用防災報知設備の感知器は、火災の感知について住宅用防災警報器と同様の働きをすることから、設置場所は、前条第1項各号に掲げる住宅用防災警報器の設置場所と同様である。

2 2項

住宅用防災報知設備の感知器の設置位置は、前条第2項及び第3項に定める位置と同様である。

3 3項

住宅部分のうち廊下については、イオン化式スポット型感知器又は光電式スポット型感知器を用いることとし、それ以外の部分については光電式スポット型感知器を用いること。

4 4項

住宅用防災報知設備について、それらを構成する感知器、中継器及び受信機は、令第37条に規定する検定対象機械器具に該当し、検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に適合し、法第21条の9に定める表示を付さなければならない。

なお、住宅用防災報知設備は、法第17条の5に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等に該当しないため、消防設備士による工事を要しないものである。

5 第5項

(1) 1号

受信機は、操作に支障が生じず、また、住宅の内部にいる者に対し有効に火災の発生を報知できる場所に設けることとされているが、住宅の内部にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいうものであること。なお、この場合において、就寝している者に確実に報知できるよう配慮する必要がある。

(2) 2号

前号の解説を参照されたい。

(3) 5号

住宅用防災報知設備については、受信機の表面その他の見やすい箇所に、容易に消えないよう感知器の交換期限を明示することとされているが、その他の見やすい箇所には感知器本体も含まれるものである。